

大分県報

平成二十九年
第二八八八号
六月九日

（金曜日）

目次

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
港湾隣接地域の指定に関する公聴会……………四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告……………一〇

正誤

平成二十九年五月三十日付け大分県報第二八八五号に登載の大分県告示第三百二十八号（広域連合規約の変更の届出）中の訂正……………一〇

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月九日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第四十七号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次の

ように改正する。
別表第一の十三の項中「同項第三号ハ」の下に「第十号及び第十四号」を加え、同表の十四の項中「及び」を「第八号、第十号、」に改め、「第十二号」の下に「及び第十四号」を加える。
別表第二の一の項中「専有する」を「占有する」に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項、下請振興事業計画承認グループ事業の項及び総合効率化計画認定グループ事業の項中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、施設集約化事業の項の利率（年利）の欄中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。
十 地域産業資源活用事業資金（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項の認定を受けた地域産業資源活用事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）

別表第三の共同施設事業の項の利率（年利）の欄中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。
十一 地域産業資源活用事業資金
別表第三の設備リース事業の項の利率（年利）の欄中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。

三 地域産業資源活用事業資金
別表第三の企業合同事業の項中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表の集団化事業の項の利率（年利）の欄中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。

十二 地域産業資源活用事業資金
別表第三の集積区域整備事業の項の利率（年利）の欄中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。

八 地域産業資源活用事業資金

別表第四中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第三及び別表第四の規定は、平成二十九年分度分の資金の貸付けから適用する。

平成二十九年六月九日

大分県報（規則）

○ 告 示

大分県告示第三百五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
佐伯市東浜一番六号

興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
工場長 寺 田 行 宏

2 特定事業場の所在地及び名称
佐伯市東浜一番六号

3 設置される特定施設の種類
興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十号ハ 遠心分離機

種 類	MBUX型遠心分離機 二基
能 力	最大通水量 三〇m ³ /時間/台
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平二九・七・一五
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平三〇・一・三一
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平三〇・二・一
使 用 時 間 間 隔	連続
一 日 当 た り の 使 用 時 間	二四時間
使 用 の 季 節 的 変 動	なし

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量						
								項 目	単 位	常 常 の 値	最 大 の 値	項 目	単 位	常 常 の 値
B R P X 型 遠 心 分 離 機 一 基	最大通水量 三〇m ³ /時間/台	平二九・七・一五	平三〇・一・三一	平三〇・二・一	連続	二四時間	なし	汚水	水素イオン濃度	mg/l	通常	六・〇	最大	六・〇
								汚水	化学的酸素要求量	mg/l	通常	一八、二〇〇	最大	一八、二〇〇
B R P X 型 遠 心 分 離 機 一 基	最大通水量 三〇m ³ /時間/台	平二九・七・一五	平三〇・一・三一	平三〇・二・一	連続	二四時間	なし	汚水	浮遊物質	mg/l	通常	—	最大	—
								汚水	化学的酸素要求量	mg/l	通常	—	最大	—
B R P X 型 遠 心 分 離 機 一 基	最大通水量 三〇m ³ /時間/台	平二九・七・一五	平三〇・一・三一	平三〇・二・一	連続	二四時間	なし	汚水	窒素含有量	mg/l	通常	—	最大	—
								汚水	りん含有量	mg/l	通常	—	最大	—

種	類	汚水の汚染等の状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	能力	種	類	状態の値						
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日									単位	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	mg/l	mg/l	mg/l
4	汚水等の処理の方法	活性汚泥、凝集沈降及び多重円盤脱水	一一二	二二二	五二	一、二六〇	四・〇	通常	一一・〇七三	通常	なし	二四時間	平三〇・二・一	平三〇・一・三一	平二九・七・一五	最大通水量 五〇m ³ /時間/台	F E U X型遠心分離機 二基	五三三	九三三	五三六				
			一一二	二二二	五二	一、二六〇	四・一	最大	一一・〇七三	最大								五三三	九三三	五三六				
使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主 要 寸 法										構造	能力	処 理 方 式									
連続	既設	既設	原液タンク 直径三一m×高さ四・六m 中和槽 直径二九m×高さ四・六m 脱窒槽 縦三・五m×横三・二m×高さ二・五m 脱窒槽 縦一六m×横一六m×高さ四・五m 活性汚泥処理槽 縦一六m×横三・五m×高さ五・九m 縦一六m×横四・七m×高さ五・九m 縦一六m×横六・七m×高さ五・九m 膜分離槽 縦五・六m×横八・六m×高さ五・〇m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一六m×横一六m×高さ四・七m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三・五m 多重円盤形脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二・〇m 高圧型平面多板波動型脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 多重円盤スクリーンプレス脱水機 縦三・五八m×横一・一五m×高さ一・九五m 脱水汚泥貯留槽 一一二m ³										鉄筋コンクリート造	三、八六〇m ³ /日	膜分離活性汚泥処理 ポリ鉄及びポリマー凝集沈降処理 多重円盤脱水処理									

平成二十九年六月九日

大分県報(告示)

汚水等の汚染状態	項目	単位	一日当たりの排出水量		排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間							
			mg/l	mg/l			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l				mg/l	mg/l	項目	単位	m ³ /日	単位	
浮遊物質	化学的酸素要求量	mg/l	通常	最大	一号排水口	5	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	通常	最大	なし	二四時間		
																					二五	四五
浮遊物質	化学的酸素要求量	mg/l	通常	最大	一号排水口	5	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	通常	最大	なし	二四時間		
																					二五	四五

の値	
窒素含有量	mg/l
りん含有量	mg/l
一六	二
一六	二

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成二十九年六月九日から同月三十日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第三百五十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり大分港に係る港湾隣接地域に関する公聴会を行う。

平成二十九年六月九日

大分県知事 広瀬 貞

一 港湾の名称
大分港

二 公聴会の日時
平成二十九年六月二十二日十四時

三 公聴会の場所
大分市向原西一丁目四番二号
大分土木事務所 三階 大会議室

四 指定しようとする地域
・西大分地区
指定区域

1 指定区域
イ 基点一から基点一〇までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた区域

ロ 基点一一から基点三一までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）

基点一 大分市生石港町二丁目地先（東経一三二度三四分四五秒、北緯三三度一四分五

五秒）一号座標管理

基点二 基点一から九八度二二分四六秒一一〇・〇〇メートルの二号座標管理
 基点三 基点二から六三度五二分四四秒二〇九・九九五メートルの三号座標管理
 基点四 基点三から一五八度四六分二秒二六・二九五メートルの四号表示プレート
 基点五 基点四から二一五度三分〇秒一七・八三四メートルの五号表示プレート
 基点六 基点五から一二三度一七分三四秒一四五・一七七メートルの六号座標管理
 基点七 基点六から一八七度一分四二秒一五・〇三四メートルの七号表示鉦
 基点八 基点七から二一三度一分一秒一一・八〇二メートルの八号表示プレート
 基点九 基点八から二一五度一分八秒二八・五四二メートルの九号表示プレート
 基点一〇 基点九から二四一度二分四八秒七・八八三メートルの一〇号表示プレート
 基点一一 大分市生石五丁目地先（東経一三二度三五分〇秒、北緯三三度一四分五一秒）一 一号表示鉦
 基点一二 基点一一から二四七度二分四一秒四・〇一九メートルの一二号表示鉦
 基点一三 基点一二から一五三度四六分一七秒五・〇二八メートルの一三号表示プラスチック杭
 基点一四 基点一三から二四四度六分一三秒二三・三四一メートルの一四号表示鉦
 基点一五 基点一四から一三九度六分三八秒一〇八・三三二メートルの一五号表示プレート
 レート
 基点一六 基点一五から九一度三四分四秒二六・三五一メートルの一六号表示プレート
 基点一七 基点一六から一〇四度五二分五九秒二六三・三七八メートルの一七号表示プレート
 レート
 基点一八 基点一七から一四度一七分五八秒一二・一四六メートルの一八号表示プレート
 ト
 基点一九 基点一八から一〇五度四分九秒四六・三六〇メートルの一九号表示プレート
 基点二〇 基点一九から一五度一分一秒六・四四〇メートルの二〇号表示プレート
 基点二一 基点二〇から一〇五度一七分二三秒一八八・七九八メートルの二一号座標管理
 理
 基点二二 基点二一から六〇度三〇分一四秒一九五・〇〇一メートルの二二号表示鉦
 基点二三 基点二二から一四二度五〇分二〇秒七六・二二四メートルの二三号表示プレート
 レート
 基点二四 基点二三から八二度一三分八秒九一・一七五メートルの二四号表示プレート
 基点二五 基点二四から八三度一六分二三秒一五・六九一メートルの二五号表示プレート

基点二六 基点二五から九〇度二九分三秒三八・六九三メートルの二六号表示鉦
 基点二七 基点二六から六九度二九分一四秒六・〇五三メートルの二七号表示コンクリート杭
 基点二八 基点二七から三三度一八分三七秒一一六・二七九メートルの二八号表示プラスチック杭
 基点二九 基点二八から三六度四五分五八秒二二・五一七メートルの二九号表示鉦
 基点三〇 基点二九から三二六度九分四六秒一七・九二六メートルの三〇号表示プラスチック杭
 基点三一 基点三〇から三三二度二五分五六秒三九二・二一四メートルの三一号表示プレート
 レート
 ・住吉地区
 1 指定区域
 イ 基点一から基点一七までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた区域
 ロ 住吉川をはさんで基点一八から基点二九（大分川左岸・〇k六〇〇距離標）までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた区域
 2 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）
 基点一 大分市大字駄原字豊久北浦地先（東経一三二度三五分三二秒、北緯三三度一五分一秒）一 号座標管理
 基点二 基点一から一〇一度一分二二秒一二八・六九六メートルの二号座標管理
 基点三 基点二から六一度二分五六秒五三四・〇〇〇メートルの三号座標管理
 基点四 基点三から一五一度三分五六秒一五六・四〇二メートルの四号表示プレート
 基点五 基点四から二四一度四分二五秒一一五・七一〇メートルの五号表示鉦
 基点六 基点五から一五一度二分一七秒三一・六二六メートルの六号表示鉦
 基点七 基点六から二四〇度二分五六秒四六・八〇〇メートルの七号表示プレート
 基点八 基点七から一五一度四分五二秒四二・〇八六メートルの八号表示プレート
 基点九 基点八から六一度三六分六秒一六一・三六七メートルの九号表示プレート
 基点一〇 基点九から一五一度二五分三四秒七〇・一六六メートルの一〇号表示プレート
 ト
 基点一一 基点一〇から一五一度五七分四〇秒七〇・四〇七メートルの一一号表示プレート
 レート
 基点一二 基点一一から一五三度四八分四五秒四一・五九九メートルの一二号表示鉦

基点一三 基点二二から七三度八分二一秒一〇一・五二五メートルの二三号座標管理

基点一四 基点一三から六一度四分五一秒五九一・五二八メートルの二四号座標管理

基点一五 基点一四から三五度一三分四二秒一三三・六八〇メートルの一五号表示ブ

レート

基点一六 基点一五から三〇二度二九分五八秒二〇・六〇七メートルの一六号表示ブ

レート

基点一七 基点一六から二〇度一八分一〇秒一・五六二メートルの一七号座標管理

基点一八 大分市豊海一丁目地先(東経一三一一度三六分二九秒、北緯三三度一五分一三

秒)一八号座標管理

基点一九 基点一八から一一九度一二分三七秒一三・一九八メートルの一九号表示ブ

レート

基点二〇 基点一九から四五度四九分四五秒一四・六一〇メートルの二〇号座標管理

基点二一 基点二〇から三一八度〇分二九秒二二〇・九二六メートルの二一号座標管理

基点二二 基点二一から二四一度五四分二九秒三二〇・七〇二メートルの二二号座標管

理

基点二三 基点二二から二七〇度五九分一四秒八二・〇一五メートルの二三号座標管理

基点二四 基点二三から二九八度四〇分三六秒八四・三〇五メートルの二四号座標管理

基点二五 基点二四から三三一一度四分一八秒二九二・九七二メートルの二五号表示ブ

レート

基点二六 基点二五から六一度一六分一四秒五二三・八九九メートルの二六号座標管理

基点二七 基点二六から六六度四七分三二秒九〇六・二八六メートルの二七号座標管理

基点二八 基点二七から一一〇度一分四六秒八三・七〇四メートルの二八号座標管理

基点二九 基点二八から五七度一分五秒六・五三〇メートルの二九号表示金属標

・津留地区

1 指定区域

イ 基点一から基点二八までを順次直線で結んだ線、基点二八と基点Aとを直線で結んだ

線、基点Aと基点Bとを直線で結んだ線、基点Bと基点三七とを直線で結んだ線、基点

三七から基点四四までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた

区域

ロ 基点Cと基点Dとを直線で結んだ線、基点Dから基点四八までを順次直線で結んだ

線、基点四八と基点Cとを直線で結んだ線により囲まれた区域

ハ 基点四九から基点五四までを順次直線で結んだ線、基点五四と基点四九とを直線で結

2 んだ線により囲まれた区域
基点及び補助点の表示(世界測地系、角度の表示は方向角とする。)

基点一 大分市大字西ノ洲九番地先(東経一三二度三七分一六秒、北緯三三度一五分三

秒)一号表示プラスチック杭

基点二 基点一から七二度二分四〇秒三一〇・六一八メートルの二号表示プラスチック

ク杭

基点三 基点二から九度四一分二四秒四七二・〇七〇メートルの三号表示^紙銀

基点四 基点三から三四二度二五分三六秒一三・六二九メートルの四号表示ブレート

基点五 基点四から七二度一七分一九秒一六〇・一七二メートルの五号表示ブレート

基点六 基点五から七二度二四分二五秒二二一・九三二メートルの六号表示ブレート

基点七 基点六から七二度二四分三二秒二五二・〇五四メートルの七号表示ブレート

基点八 基点七から七二度三分三秒二五四・九七六メートルの八号表示ブレート

基点九 基点八から七二度二分一六秒二五一・八四五メートルの九号表示ブレート

基点一〇 基点九から七二度三分一五秒二五一・九四四メートルの一〇号表示ブレ

ト

基点一一 基点一〇から七二度三分一三秒二五二・八七八メートルの一一号表示ブ

基点一二 基点一一から七二度三分一四秒二五一・四九一メートルの一二号表示ブ

レート

基点一三 基点一二から七二度二分三五秒二五一・三〇四メートルの一三号表示ブ

レート

基点一四 基点一三から七二度二分二七秒二五一・五五四メートルの一四号表示ブ

レート

基点一五 基点一四から七二度二分二八秒二五〇・三九三メートルの一五号表示ブ

レート

基点一六 基点一五から七二度二分四四秒二二九・三三〇メートルの一六号表示ブ

レート

基点一七 基点一六から七二度二分五五秒二八八・三八八メートルの一七号表示ブ

レート

基点一八 基点一七から七二度二分二四秒二五二・六二九メートルの一八号表示ブ

レート

基点一九 基点一八から七七度五八分五七秒四・〇九七メートルの一九号表示ブレート

基点二〇 基点一九から一六二度二分二秒一七二・四五一メートルの二〇号表示プラスチック杭

基点二一 基点二〇から二五二度二分二秒九秒一〇・一〇〇メートルの二一号表示鉄

基点二二 基点二一から一六二度二分三秒五秒一〇・七九五メートルの二二号表示鉄

基点二三 基点二二から七二度一分八秒四秒一〇七・九六三メートルの二三号表示プラスチック杭

基点二四 基点二三から一六二度二分四秒七秒三三二・四六七メートルの二四号表示プラスチック杭

基点二五 基点二四から二五二度二分五秒二二・九九九メートルの二五号表示鉄

基点二六 基点二五から一六二度二分三秒五〇・八〇六メートルの二六号表示プラスチック杭

基点二七 基点二六から七二度二分三秒六秒一五・五〇五メートルの二七号表示プラスチック杭

基点二八 基点二七から一六二度二分五秒五八二・六八〇メートルの二八号表示鉄

基点二九 基点二八から二五二度二分三秒一五・七五四メートルの二九号表示鉄

基点三〇 基点二九から三四二度二分九秒五七・四九〇メートルの三〇号表示鉄

基点三一 基点三〇から七二度二分二秒一〇六・六六八メートルの三一号表示プラスチック杭

基点三二 基点三一から三四二度二分五秒七〇・四二二メートルの三二号表示プラスチック杭

基点三三 基点三二から二五二度二分三秒七〇・三三三メートルの三三号表示鉄

基点三四 基点三三から三四二度二分九秒五七・四九〇メートルの三四号表示鉄

基点三五 基点三四から七二度二分二秒一〇六・六六八メートルの三五号表示プラスチック杭

基点三六 基点三五から三四二度二分五秒七〇・四二二メートルの三六号表示プラスチック杭

基点三七 基点三六から七二度二分二秒一〇六・六六八メートルの三七号表示プラスチック杭

基点三八 基点三七から三四二度二分五秒七〇・四二二メートルの三八号表示プラスチック杭

基点三九 基点三八から二五二度二分三秒七〇・三三三メートルの三九号表示鉄

基点四〇 基点三九から三四二度二分九秒五七・四九〇メートルの四〇号表示鉄

基点四一 基点四〇から七二度二分二秒一〇六・六六八メートルの四一号表示プラスチック杭

基点四二 基点四一から三四二度二分六秒五五秒一五八・七七六メートルの四二号表示鉄

基点四三 基点四二から七一度八分三秒九秒一〇・三六五メートルの四三号表示プレート

基点四四 基点四三から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点四五 基点四四から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点四六 基点四五から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点四七 基点四六から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点四八 基点四七から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点四九 基点四八から七一度八分一五秒八・八五六メートルの四四号表示プレート

基点五〇 基点四九から一九二度五七分五秒一五・五五七メートルの五〇号表示鉄

基点五一 基点五〇から七〇度三分五秒一〇六・八六九メートルの五一号表示鉄

基点五二 基点五一から一九度三分四秒三・三七三メートルの五二号表示鉄

基点五三 基点五二から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五三号表示プレート

基点五四 基点五三から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートルの五四号表示プラスチック杭

基点五五 基点五四から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点五六 基点五五から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点五七 基点五六から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点五八 基点五七から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点五九 基点五八から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六〇 基点五九から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六一 基点六〇から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六二 基点六一から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六三 基点六二から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六四 基点六三から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六五 基点六四から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六六 基点六五から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六七 基点六六から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六八 基点六七から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点六九 基点六八から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七〇 基点六九から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七一 基点七〇から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七二 基点七一から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七三 基点七二から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七四 基点七三から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七五 基点七四から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七六 基点七五から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七七 基点七六から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七八 基点七七から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点七九 基点七八から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点八〇 基点七九から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点八一 基点八〇から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点八二 基点八一から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

基点八三 基点八二から七三度五一分五秒二九・一九九メートルの五五号表示プレート

理

基点二五 基点一四から三三一度三一分〇秒八四・七〇三メートルの一五号座標管理

基点二六 基点一五から六七度六分五九秒八六八・七四八メートルの一六号座標管理

基点二七 基点一六から一六三度三六分五八秒四〇・〇〇〇メートルの一七号座標管理

基点二八 基点一七から二五〇度一八分三八秒五・四一七メートルの一八号座標管理

基点二九 基点一八から一六二度一七分四一秒三七七・五五九メートルの一九号座標管理

理

基点二〇 基点一九から一八六度三一分二四秒一三・三七一メートルの二〇号座標管理

基点二一 基点二〇から一六二度一七分二八秒五七四・九〇七メートルの二一号座標管理

理

基点二二 基点二一から七二度二分一一秒一二・〇七〇メートルの二二号座標管理

基点二三 基点二二から一六二度一四分三一秒二二五・三七二メートルの二三号座標管理

理

基点二四 基点二三から一一二度二七分五九秒五五九・〇五〇メートルの二四号座標管理

理

基点二五 基点二四から五九度四五分一九秒五〇・六〇四メートルの二五号座標管理

基点二六 基点二五から九九度三七分四四秒六二・九六〇メートルの二六号座標管理

基点二七 基点二六から一二四度一五分五一秒九二・四〇七メートルの二七号表示

レイト

基点二八 基点二七から一三〇度一五分二九秒四五・五六六メートルの二八号表示

基点二九 基点二八から一七二度二三分五秒一九・六四二メートルの二九号表示

基点三〇 基点二九から二〇一度五八分三〇秒二二・三五九メートルの三〇号表示

レイト

基点三一 基点三〇から二〇八度〇分二八秒一四・二四四メートルの三一号表示

ト

基点三二 基点三一から一四五度六分二秒九・一二〇メートルの三二号表示

基点三三 基点三二から二二九度四三分四五秒八九・〇四五メートルの三三号表示

レイト

基点三四 基点三三から一二九度三分五七秒七三・六七四メートルの三四号表示

基点三五 基点三四から二三度五九分四五秒七一・〇八四メートルの三五号表示

ト

基点三六 基点三五から五四度三二分三〇秒八・五四八メートルの三六号表示

基点三七 基点三六から八九度四九分〇秒一七・一七六メートルの三七号表示

基点三八 基点三七から六〇度五三分一九秒一七・七六七メートルの三八号表示

基点三九 基点三八から一三七度三六分五七秒二八・三九八メートルの三九号表示

基点四〇 基点三九から一六三度三七分五四秒三九・三六三メートルの四〇号表示

レイト

基点四一 基点四〇から一六三度四九分四秒四七・六三六メートルの四一号表示

ト

基点四二 基点四一から一五八度五五分五六秒一〇九・二九一メートルの四二号表示

レイト

基点四三 基点四二から一五八度一九分三〇秒七五・四九九メートルの四三号表示

基点四四 基点四三から一五五度〇分三四秒二〇・九九九メートルの四四号表示

チック杭

基点四五 基点四四から一六九度四五分四九秒六三・一二六メートルの四五号表示

レイト

基点四六 基点四五から一七九度三九分二九秒五三・六二〇メートルの四六号表示

レイト

基点四七 基点四六から一八二度二分三二秒三九・八一七メートルの四七号表示

ト

基点四八 基点四七から一八四度二分五〇秒一六一・八二二メートルの四八号表示

レイト

基点四九 基点四八から一九八度五三分三二秒一四・三八三メートルの四九号表示

レイト

基点五〇 基点四九から二八〇度三一分一秒一二・〇三二メートルの五〇号表示

ト

基点五一 チック杭 基点五〇から一九〇度六分一四秒九八・二三八メートルの五一号表示

基点五二 基点五一から二七四度二七分四三秒四一・二四九メートルの五二号表示

基点五三 基点五二から一七六度三三分三三秒六五・九一五メートルの五三号表示

レイト

基点五四 基点五三から一七八度二九分二秒三七・八七三メートルの五四号表示

ト

基点五五 基点五四から一八〇度五分一六秒二四七・四四六メートルの五五号表示

基点五六 基点五五から一八九度二六分一秒七八・一三三メートルの五六号表示プレート

ト

基点五七 基点五六から一五一度一四分五〇秒二〇六・二三三メートルの五七号表示銀

基点五八 基点五七から一七五度三九分五秒二九・八八五メートルの五八号表示銀

基点五九 基点五八から七九度三七分三秒四一三・一三四メートルの五九号表示銀

基点六〇 基点五九から一五三度二二分二秒二二二・〇一五メートルの六〇号表示プレート

プレート

基点六一(鶴崎) 基点六〇から一〇七度二〇分二四秒二〇五・七二三メートルの六一号表示銀

表示銀

基点六二 基点六一(鶴崎)から七七度二四分三三秒一四・二三〇メートルの六二号表示プレート

プレート

基点六三 基点六二から三五〇度一〇分三一秒八三・一四七メートルの六三号表示プレート

プレート

基点六四 基点六三から三四四度三六分四八秒一四〇・六三九メートルの六四号表示プレート

プレート

基点六五 基点六四から二五二度一七分六秒四三・七四九メートルの六五号表示銀

基点六六 基点六五から三四二度三九分三秒四八六・〇〇一メートルの六六号表示金属

標

基点六七 基点六六から三五三度二六分四九秒一七・六〇五メートルの六七号座標管理

基点六八 基点六七から三四二度二分五四秒一二六二・三二〇メートルの六八号座標管理

管理

・鶴崎地区

1 指定区域

基点一から基点二一までを順次直線で結んだ線並びに最大高潮時の水際線により囲まれた区域

2

基点及び補助点の表示(世界測地系、角度の表示は方向角とする。)

基点一 大分市大字小中島地先(東経一三二度四一分三二秒、北緯三三度一五三分三秒) 一号表示銀

一号表示銀

基点二 基点一から三八度一七分一六秒七三・六九三メートルの二号表示銀

基点三 基点二から三三八度〇分一秒七〇・九〇二メートルの三号表示銀

基点四 基点三から二四三度三五分四秒一三・五一九メートルの四号表示プレート

基点五 基点四から三三一度七分四秒一三八・一七八メートルの五号表示プレート

基点六 基点五から六〇度五七分一七秒六・〇〇四メートルの六号表示プレート

基点七 基点六から三五〇度八分四五秒一〇八・二七三メートルの七号表示プレート

基点八 基点七から八三度一八分五九秒六・一〇〇メートルの八号表示プレート

基点九 基点八から三四八度一分四秒四二・五四九メートルの九号表示銀

基点一〇 基点九から三三六度五六分二四秒四三・六九二メートルの一〇号表示プレート

ト

基点一一 基点一〇から三五八度四〇分三六秒五三八・三四一メートルの一一号表示銀

基点一二 基点一一から〇度五一分三二秒一四九・三四七メートルの一二号表示プレート

ト

基点一三 基点一二から二六八度二〇分五四秒九・六一〇メートルの一三号表示プレート

ト

基点一四 基点一三から三四〇度二一分一五秒四六三・一四三メートルの一四号座標管理

理

基点一五 基点一四から三三二度二三分一七秒七二・五三〇メートルの一五号表示プレート

スチック杭

基点一六 基点一五から三五六度三八分四〇秒二三・三三八メートルの一六号座標管理

基点一七 基点一六から三二二度一九分六秒五〇二・七八八メートルの一七号座標管理

基点一八 基点一七から二九度四五分〇秒八・二一〇メートルの一八号表示プレート

基点一九 基点一八から三二二度九分五秒二二三・一六〇メートルの一九号座標管理

基点二〇 基点一九から三四二度一分一五秒九六〇・三四メートルの二〇号表示プレート

プレート

基点二一 基点二〇から八八度一九分一〇秒一〇〇一・九二八メートルの二一号座標管理

理

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成二十九年六月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十

万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年六月九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、七一四人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二三、二〇七人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市 一三二、〇六一人

別府市 三三三、〇八二人

中津市 二二三、二七一人

日田市 一八、九〇九人

佐伯市 二一、二〇三人

臼杵市 一一、三九八人

津久見市 五、四二五人

竹田市 六、六七六人

豊後高田市 六、五四六人

杵築市 八、六一五人

宇佐市 一六、一九四人

豊後大野市 一〇、八三〇人
 由布市 九、八三三人
 国東市・姫島村 九、一五〇人
 日出町 七、九一六人
 九重町・玖珠町 七、四四八人

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設として、次の施設を指定した旨杵築市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十九年六月九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

施設名称	所在地	施設の管理者	面積	施設 収容可能 人員	指定年月日
杵築市営上体育館	杵築市山香町大字久木野尾三八一三番地	杵築市長	七六〇平方メートル	三〇〇人	平二九・四・一〇

○正 誤

平成二十九年五月三十日付け大分県報第二八八五号に登載の大分県告示第三百二十八号(広域連合規約の変更の届出)中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	下	右から三	平成二十九年四月十日	平成二十九年五月十五日